

# XI スクールバス

## スクールバス運行規程

### 1 スクールバス運行の目的

- (1) 児童生徒の通学の安全確保を図る。
- (2) 登・下校の便宜を図り、円滑な学習活動に資する。
- (3) 保護者の送迎時間の負担を軽減する。
- (4) スクールバスを利用することにより、交通安全に関する理解をもたせる。

### 2 スクールバス運行の実際

#### <バス部の対応>

- (1) スクールバス乗務員は、常に安全運転に心掛けて日常の運行に努める。
- (2) 学校からの運行上等の連絡事項等については、介助員は確実に保護者に連絡する。
- (3) スクールバス運行上重要な事項が生じた場合は、運行責任者（校長）に必ず伝え、その指示を受ける。
- (4) スクールバス運行に当たり、次の点に留意する。
  - ① 出発前点検を確実にする。
  - ② 運行中は、交通法規を守り、安全運転に努める。
  - ③ 運行中は、車内安全の確保に努める。
  - ④ 終業時の点検及びスクールバスの保守に努める。
- (5) スクールバス運行に係る介助員及び運転士の具体的職務内容は次のとおりとする。

#### [登校時]

- ① スクールバスの内、外の窓拭き、シート拭き、スクールバス洗車 (運転士)
- ② 時刻を合わせる (運転士)
- ③ 方向指示器の確認、ブレーキランプ点灯の確認 (運転士)
- ④ おはようございます、ありがとうございます等が言えるような指導 (介助員)
- ⑤ 保護者から担任への諸連絡 (介助員)
- ⑥ 安全面に気配り車内での歩行指導を行う (介助員)
- ⑦ シートベルトの着用の指導 (介助員)
- ⑧ 健康状態、顔色等のチェック (介助員)
- ⑨ 衣服の着衣等の指導 (介助員)
- ⑩ 車内でのマナーを身に付けさせる (介助員)
- ⑪ 乗車名簿への乗車したか否かの確認・記録 (介助員)
- ⑫ 乗降時の危険防止の指導 (介助員)
- ⑬ 担任への児童生徒の引き継ぎ、及び保護者からの担任への諸連絡 (介助員)
- ⑭ スクールバスの運行修了時は車内の確認を確実にを行い、児童生徒及び手荷物の降ろし忘れがないようにする。その際、車内の確認は介助員と運転士2人それぞれで行う (運転士・介助員)
- ⑮ 排便、排尿の指導及び後片付け (介助員)
- ⑯ 担任への欠席者の報告 (介助員)
- ⑰ 始業時間は、出発時刻の30分前とする (運転士)
- ⑱ 介助員が、児童生徒の座席確保及びシートベルトの着用指導中は乗降口の安全確保は運転士が行う(児童生徒の飛び出し防止、転倒防止) (運転士)
- ⑲ 学校での下車の際には、入り口での安全確保を図り、転倒防止等に気をつけ、児童生徒が安全に下車出来るよう介助員と連携する (運転士・介助員)

#### [下校時]

- ① 出発時間30分前にスクールバスにて待機（中送り、終送り） (運転士)
- ② 担任から介助員への引き継ぎ、及び保護者への諸連絡 (介助員)
- ③ 停留所が近くなると、お願いしますと言えるように指導 (介助員)
- ④ 乗降時の危険防止、安全面に気配り車内での歩行指導を行う (介助員)
- ⑤ シートベルトの着用の指導 (介助員)
- ⑥ 下車の場合の「ありがとうございます」「さようなら」の指導 (介助員)
- ⑦ 保護者のお迎えのない場合には、担任への引き継ぎ (介助員)
- ⑧ 車内でのマナーを身に付けさせる (介助員)

- ⑨ 運航中の排便、排尿の指導後片づけ (介助員)
- ⑩ スクールバスの運行終了時は車内の確認を確実にし、児童生徒及び手荷物の降ろし忘れがないようにする。その際、車内の確認は介助員と運転士2人それぞれで行う (運転士・介助員)
- ⑪ スクールバス洗車・車内の清掃 (運転士)
- ⑫ 乗車名簿への乗車したか否かの確認・記録 (介助員)
- ⑬ 介助員が児童生徒の下車の準備及び介助中は、乗降口の安全確保は運転手が行う (運転士・介助員)
- ⑭ てんかん発作等が起こった場合の学校、保護者、病院等への緊急時の諸連絡 (スクールバス運行時における緊急対応マニュアルによる) (介助員)

[その他]

- ① 介助員一人で出来ない事例がある場合は一緒に協力して行う
    - ※ 体格の大きい児童生徒等の乗り降り等 (運転士)
  - ② 冬季、夏期休業中の校内美化・環境整備 (介助員)
- (6) 運行中に非常事態が発生した場合は、次の処置を行う
- ① 交通事故に遭遇した時
    - ア 児童生徒の安全の確認を行う。必要に応じて、児童生徒を安全な場所に誘導し、整列させるとともに全員の呼名確認を行う。
    - イ 怪我等があった場合は「119番」通報し、適切な処置を行う。
    - ウ 学校に連絡して、校長の指示を受ける。
    - エ 児童生徒の怪我等で、介助員が児童生徒と一緒に救急車に乗り込む場合は、学校への連絡及びスクールバスの安全確保は、運転手が行う。
    - オ 走行中にパニック等の緊急事態が発生した場合、スクールバスを停止し、児童生徒の安全確保を介助員と協力しあう。
  - ② その他の非常災害に遭遇した場合
    - ア 児童生徒の安全確保を第一に、沈着、冷静、迅速に行動するように配慮する。
    - イ 学校に連絡して、校長の指示を受ける。
    - ウ その他は、ア に準じて適切な処置をとる。
    - エ スクールバス運行時における緊急対応マニュアルを遵守する。
- (7) スクールバスの運行は通常3便運行とするが、児童生徒の乗車利用の実態に応じて、2便運行することがある。
- (8) 非常災害時におけるスクールバス運行は次のとおりとする。
- ① 暴風、大雨、洪水警報が発令されている場合や災害などの危険が予想される場合には、校長の指示によりバス運行を停止する。(全県的にテレビ、ラジオを通じて臨時休業を伝える)
  - ② 暴風警報が午前6時までに解除された場合、通常通りの登校になります。
  - ③ 午前7時までに解除になった場合は、スクールバスは1時間遅れで始業します。(学校バスは8時発になりますので、通常より1時間遅れとなります。)
 

なお、下校時刻は通常通りです。

### 3 <職員の対応>

- (1) スクールバス運行に変更が生じた場合は、前もって学校（担任等）から保護者へ連絡する。
- (2) 保護者から学校（担任等）へ欠席や早退等の連絡があった場合は、確実にバス部に伝える。  
うにする。
- (3) バスから児童生徒が下りる際は、児童生徒の引き継ぎを確実にする。
- (4) 下校時のバス乗車に際しては、前もってトイレを済ませておく。
- (5) **バスが定刻通りに出発できるよう下校時間を厳守する。**なお、出発前に子どものお漏らし等があり、どうしても出発時間に間に合わない場合、必ずバスに連絡すること（連絡がない場合、バスは定刻通りに出発する）。
- (6) 発熱や発作、パニック等により乗車が厳しいと判断される場合は、保護者に引き継ぐ。  
ただし、乗車がやむを得ない場合には、養護教諭と校長の許可を得ること。
- (7) スクールバスで下校した児童生徒を保護者が迎えることができない場合、その児童生徒は学校へ戻ることになるが、その際、担任が保護者へ連絡し、保護者が学校で児童生徒を迎えることとする。ただし、次の下校バスがあり、且つ保護者にやむを得ない事情がある場合は、その限りではない。
- (8) 学部・学校行事等でスクールバスの活用を計画している場合は事前にバス部と調整し、その計画書については、部主事をとおして**2週間前にバス部へ提出する。**  
なお、保護者は、子どもがバスに乗車する際、行事の日程等について、いろいろと尋ねてくることから、バス利用の行事だけでなく、他の行事計画書（要項）等についてもバス部に配布することが望ましい。
- (9) **学部・学校行事等の計画で、予め現地の下見をする場合は、現地でスクールバスが通れる場所か、駐車やUターンができる所か等、必ずチェックする。**
- (10) 新しくスクールバス利用が認められた者は、必ず「スクールバス利用希望調べ」を学級担任からバス部に提出すること。**期限内に提出のない場合は、スクールバス乗車はできない。**
- (11) **新たにスクールバス利用を希望する児童生徒が出た場合、部主事はバス部と調整し、その結果を校長、教頭に報告する。また、必要があれば、校長とバス部で協議し、利用の可・不可を決定する。**
- (12) 小学部入学者（1年生）でスクールバスを利用しようとする者は、4月当初の給食のない期間はスクールバス利用ができない。
- (13) 非常災害時におけるスクールバス運行は次のとおりとする。
  - ① 暴風、大雨、洪水警報が発令されている場合や災害などの危険が予想される場合には、校長の指示によりバス運行を停止する。（全県的にテレビ、ラジオを通じて臨時休業を伝える）
  - ② 暴風警報が午前6時までに解除された場合、通常の授業となる。  
午前7時までに解除になった場合は、スクールバスは1時間遅れで運行する。
  - ③ 登校後に暴風警報が発令され、緊急に下校させる必要がある場合は、学校から保護者に、スクールバスの学校出発時刻とバス停留所到着時刻を連絡する。なお、バス停留所で児童生徒を迎えることができなかった保護者には、学校まで迎えに来てもらう。
- (14) スクールバス利用の定員等の関係から、本校への入学・転入がほぼ間違いなく確認できた時点で、その児童生徒の保護者に対し次のことを確認し、校長に報告すること。校長はそれをバス部に報告し、調整する。
  - ① スクールバスを利用するか。  
（ア：登校・下校とも利用する イ：登校のみ利用する ウ：下校のみ利用する エ：登校・下校とも利用しない）
  - ② お子さんを送迎できる自家用車を持っているか。
  - ③ スクールバスの利用を希望しても、必ずしも希望どおりになるとは限らないこと。したがって、家庭においても、保護者等でお子さんの送迎ができないか十分検討するように願います。